

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- | | |
|--------------|---|
| (1) 調達番号 | 歯総001号 |
| (2) 調達件名及び数量 | 品名：スーパーフィクソブ [®] MX30 スクリュー, ヘッド [®] 六角, φ2.0mm, 6mm(4本入)
品番：S2064
予定数量：63箱 |
| (3) 納入期間 | 2019年10月1日～2020年3月31日 |
| (4) 納入場所 | 国立大学法人大阪大学歯学部附属病院 |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘1番8号
国立大学法人大阪大学歯学研究科 総務課 管理係
電話 06-6879-2850
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法
本公告の日から上記3(1)の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限
2019年9月26日(木) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

第2号様式

見 積 書

調達番号： 歯総001号

調達件名： 品名：スーパーフィクス[®] MX30 スクリュー, ヘッド[®] 六角, φ2.0mm, 6mm (4本入)
品番：S2064

見 積 金 額 1箱あたり 金 円也

国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準を熟知し、公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所
会 社 名
氏 名
電話番号

[印]

- 1 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- 2 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- 3 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

物品供給契約書(案)

供給すべき物品の表示

品名：スーパーフィクソブ MX30 スクリュー, ヘッド六角, φ2.0mm, 6mm

品番：S2064

契 約 単 価

金

円也(うち消費税額及び地方消費税額

円)

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約単価に110分の10を乗じて得た額である。ただし、消費税及び地方消費税の税率が変更された場合には、変更後の消費税及び地方消費税率によるものとする。

発注者 国立大学法人大阪大学歯学部附属病院 病院長 村上 伸也と供給者との間において、上記の物品(以下「物品」という。)について、上記の契約単価で供給契約を結ぶものとする。

第1条 供給者は、発注者に対し、物品の供給をするものとする。

第2条 物品は、国立大学法人大阪大学歯学部附属病院に納入するものとする。

第3条 物品の納入期間は、令和元年10月1日から令和2年3月31日までとする。

第4条 供給者は、この契約に基づいて、物品の発注を受けた都度、発注者が指示する期日及び時間を厳守し、指定する場所に物品を納品するものとする。

第5条 納品書は、国立大学法人大阪大学歯学研究科総務課管理係に送付すべきものとする。

第6条 代金は毎月支払うものとし、検収後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第7条 契約保証金は、免除する。

第8条 この契約の期間中、特別の事由により契約単価の変更を行う必要が生じた場合は、発注者と供給者とが協議し変更することができるものとする。

2 発注者は、前項の協議において、現契約単価より明らかに安価で供給可能と判断されるときに供給者が協議に応じない場合、供給者に対し1か月前に通知することにより、当該物品についての契約を解除できるものとし、発注者と供給者は、これに伴う契約変更等の手続きを行うものとする。

第9条 この契約について必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた物品供給契約基準によるものとする。

第10条 この契約について、発注者と供給者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第11条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と供給者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため発注者及び供給者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和元年9月 日

発注者 吹田市山田丘1番8号
国立大学法人大阪大学歯学部附属病院
病院長 村上 伸也

供給者